

三沢空港エコエアポート協議会規約

(目的)

第1条 本協議会は、三沢空港（民航地区）内で活動を行う総ての事業者が、環境問題を正しく理解し、問題意識を共有することにより、環境問題に対し一連の自主的な活動を行う空港、すなわちエコエアポートを実現することを目的とする。

(所掌業務)

第2条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を所掌する。

- (1) 空港環境計画の策定
- (2) 空港環境計画に基づく各施策の実施
- (3) 空港環境計画に基づく各施策の達成状況の評価
- (4) 空港環境計画の実現に当たって、関係者に対し必要となる教育及び啓発活動
- (5) その他エコエアポートを推進するために必要となる業務

(協議会の構成)

第3条 協議会の構成員は、別表1に掲げる機関で構成する。

(協議会議長及び事務局)

第4条 協議会の代表者たる議長は、東京航空局三沢空港事務所長とする。

- 2 協議会の事務局は、東京航空局三沢空港事務所管理課に置く。

(協議会の運営)

第5条 協議会の開催は、議長が定める。

- 2 協議事項は、提案書を予め提出し、事務局が取りまとめる。
- 3 協議会の議決は、出席者の過半数で決するものとし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(作業部会の設置)

第6条 第3条の構成員の連携、意見調整を図るため作業部会を設置する。

- 2 同部会の構成は、別表2の事務担当者とする。

(構成員の加入、退会)

第7条 協議会設置目的遂行のための、新たな構成員の加入は協議会の決定による。現構成員の退会もこれに準ずる。

(その他)

第8条 その他協議会の運営に必要な事項は、協議のうえ決定する。

附則 この規約は、平成17年9月2日から施行する。

附則 この規約は、平成25年1月4日から施行する。

三管第152号、平成17年9月2日制定、三管第150号、平成24年12月4日一部改正

三沢空港エコエアポート協議会構成機関

別表1

所 属 名	職 名
東北地方整備局八戸港湾・空港整備事務所	所長
三沢市役所	政策財政部長
(株) 日本航空三沢空港駐在員事務所	所長
(株) JAL エンジニアリング三沢空港整備事業所	総括マネージャー
(社) 日本駐車場工学研究会	理事
弘済企業(株) 三沢営業所	所長
東北車両サービス(株)	代表取締役
三沢空港ターミナル(株)	専務取締役
東京航空局三沢空港事務所	空港長

三沢空港エコエアポート協議会作業部会担当者

別表2

所 属 名	職 名
(株) 日本航空三沢空港駐在員事務所	所長
(株) JAL エンジニアリング三沢空港整備事業所	総括マネージャー
(社) 日本駐車場工学研究会	管理技術課長
弘済企業(株) 三沢営業所	所長
三沢空港ターミナル(株)	常務取締役
東京航空局三沢空港事務所	管理課長